

# 手話言語・障害者 コミュニケーション条例

正式名称は、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」(平成28年10月制定)

愛知県には、手話が言語の1つであることを普及していくことや、手話・要約筆記・点字などの障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図っていくため、基本理念や県民及び事業者の役割などを定めた「手話言語・コミュニケーション条例」があります。

## 基本理念

- 1 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識のもとに手話言語の普及や障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を行うこと。
- 2 手話が独自の体系を有する言語であり、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であることを認識して手話の普及を行うこと。
- 3 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認め、選択の機会の確保と利用の拡大を図られること。

## 役割と主な取組

### 県民の役割

基本理念に対する理解を深めるとともに、県の施策に協力するよう努めること。

### 事業者の役割

コミュニケーション手段の利用の促進のため、障害者が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境の整備に努めること。

### 学校等の設置者の取組

障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する教職員の知識や技能の向上のための研修に努めること。

### 県の取組

- 手話言語の普及や障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発に努めます。
- 市町村、関係団体と協力し、コミュニケーション手段の学習の機会の確保や意思疎通を支援する者の養成等を行うよう努めます。
- 市町村等と連携し、災害時等におけるコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めます。

